

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	仙台市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人仙台市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科	夜・通信	75	6	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

閲覧希望者に対して学校便覧、授業要綱を事務室等で閲覧させている。
----------------------------------

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	仙台市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人仙台市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	仙台市医師会看護専門学校運営委員会、教育委員会
役割	運営委員会 (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項 (2) 学校の経理に関する事項 (3) その他学校の運営管理に関し重要と認める事項 教育委員会 (1) 学生生徒の教育指導に関する規則の制定改廃 (2) 教育課程に関する事項 (3) 学生生徒の厚生に関する事項 (4) その他学生生徒の教育に必要な事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
運営委員 仙台市医師会員	2019年4月1日～ 2021年3月31日	
教育委員 仙台市医師会員 実習施設看護部長	2019年4月1日～ 2021年3月31日	
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	仙台市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人仙台市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)                  教務部長は学則第16条第1項を基準とし、別に定める教育審議委員会に諮り、当該年度の教育計画を樹立する。                  学則第16条(学科目、単位数および時間) 看護学科における学科目および単位数は別表1のとおりとする。学科目の履修年度は別に定める。                  基礎分野9単位、専門基礎分野16単位、専門分野I 8単位、専門分野II 18単位、統合分野8単位、臨地実習16単位 計75単位                  1年次:講義48単位/実習1単位、2年次:講義11単位/実習15単位                  2 別表1の単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習を考慮して次のように定める。                  (1) 講義、演習については15～30時間の授業をもって1単位とする。                  (2) 実験、実習および実技については30～45時間の授業をもって1単位とする                  (3) 臨地実習については45時間をもって1単位とする                  3月の講師会において教育計画を公表。                  随時冊子にした教育計画を配布。</p>	
授業計画書の公表方法	閲覧希望者に対して授業計画書を事務室等で閲覧させている
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)                  学則第17条(学科の評価) 学科の評価は、看護学科は各学科科目の終了後に行う修了試験の成績によって行い                  (2) 学科の成績評価は100点をもって満点とし、各科目については60点以上を合格とする。                  学則第18条(臨地実習の評価) 臨地実習については出席状況、実習態度および実習の成果等により評価し、成績の評定をする。                  (2) 臨地実習の評定は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)  学則17条、18条の修了試験成績評価は、100点を満点として60点以上を合格としているためGPA等の客観的な指標は設定していない。成績の分布状況は添付資料に示す。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p><a href="https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school">https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)  教育理念 保健・医療・福祉に携わる人として倫理観を持ち、社会や医療の変化・進歩に対応できる人間性豊かな看護師を育成する。  看護学科は准看護師免許取得者が看護師になるために看護師2年課程、2年間75単位を修得すると「看護師国家試験」の受験資格が得られ、合格後「看護師免許」取得することができます。  学則第20条(進級および卒業の認定) 学校長は看護学科において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者に卒業を認定する。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p><a href="https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school">https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school</a></p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	仙台市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人仙台市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	閲覧希望者に対して代議員報告書を事務室等で閲覧させている
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療関係		専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2190/75 単位時間/単位	単位時間 59/単位	単位時間 /単位	単位時間 16/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			2190/75 単位時間/単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
80人	82人	0人	9人	73人	82人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）基礎分野9単位、専門基礎分野16単位、専門分野Ⅰ8単位、専門分野Ⅱ18単位、統合分野8単位、臨地実習16単位 計75単位  
1年次：講義48単位/実習1単位、2年次：講義11単位/実習15単位

成績評価の基準・方法

（概要）学則第17条（学科の評価） 学科の評価は、看護学科は各学科科目の終了後に行う修了試験の成績によって行い、(2)学科の成績評価は100点をもって満点とし、各科目については60点以上を合格とする。  
学則第18条（臨地実習の評価） 臨地実習については出席状況、実習態度および実習の成果等により評価し、成績の評定をする。(2)臨地実習の評定は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

卒業・進級の認定基準

（概要）学則第20条（進級および卒業の認定） 学校長は看護学科において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者に卒業を認定する。2年間70単位

学修支援等

（概要）看護教育及び臨床経験豊かな専任教員と県内大学や実習施設、医療機関から専門的な経験豊富な外部講師スタッフで支援しています。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	250,000 円	720,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 令和2年度より <a href="https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school">https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school</a> 掲載予定		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校評価委員会は、本校の教育活動と運営状況について、自ら評価を行うことにより本校の運営の改善点を明らかにし、教育水準の向上のために組織的・継続的な改善を図ることを目的とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
准看護学科	2018年4月1日～ 2020年3月31日	専任副学校長
看護学科、准看護学科	—同上—	教務部長、専任教員
事務部	—同上—	事務部長、科長
令和2年度からその結果を公表するため委員の選任を行う		外部評価委員
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 令和2年度より <a href="https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school">https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school</a> 掲載予定		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school">https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/school</a>
--